

深浦町障害者活躍推進計画

機関名	深浦町
任命権者	深浦町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
深浦町における障害者雇用に関する課題	深浦町においては、法定雇用率が令和6年6月1日時点において達成されておらず、令和8年7月からは法定雇用率が3%へ引き上げられることも踏まえ、積極的な雇用促進が必要な状況にある。 そこで、計画的な採用活動を行うことで法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者である職員が活躍するため、更なる体制整備や取り組みが必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 令和11年6月1日：3.0% ※令和6年6月1日時点の実雇用率：2.17% ※毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせないことを目標とする。 ※任免状況通報時、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、グループウェア等により周知します。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難になった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 人事評価面談等を実施し、障害者の担当業務にミスマッチがないか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。